最終更新日：2017年6月29日
株式会社遠藤照明
代表取締役社長　遠藤邦彦
問合せ先：管理本部　総務部　06-6267-7095
証券コード：6932
http://www.endo-lighting.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「企業は公器である、会社の社会的存在価値を高めることに経営資源を集中し、人間（組織）の持つ無限の能力と可能性を最大限発揮させる経営の仕組みをつくり社会に貢献する経営を優先する」を経営理念として定め、経営を行います。
また、経営理念の実現と長期的な企業価値の向上を図るため、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることを目的として、次の基本的な考え方に沿い「遠藤照明　コーポレートガバナンスポリシー」を制定(http://www.endo-lighting.co.jp/ir/governance.php)し、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。
（1）株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
（2）株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
（3）会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
（4）取締役会の受託者責任を認識し、適切な権限行使が行われる経営体制を構築、維持する。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4　議決権の電子行使（議決権行使プラットフォームの利用等）、招集通知の英訳】
当社は、外国法人持ち株比率を含めた株主構成の推移を確認し、今後、議決権行使プラットフォームの採用、招集通知の英訳についても適宜検討します。

【補充原則4-2-1　経営陣の報酬】
取締役の報酬については、指名・報酬諮問委員会の助言を考慮し、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内及び役員規程、業績連動報酬規程、役員退職慰労金規程に定めた基準で、個々の取締役の職責及び実績、経営内容や経済情勢を勘案し、取締役会にて決定します。また、中長期的な業績連動報酬としてインセンティブプランとともに、報酬全体の構成、割合等についても適宜検討します。
監査役の報酬等については、監査役の協議により決定します。
（遠藤照明　コーポレートガバナンスポリシー「第4章　7. 取締役及び監査役の報酬の決定方法」に公表）

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4　政策保有株式】
当社は、取引先との取引関係を強化し、当社の企業価値向上につなげることを目的とし政策保有株式を保有し、その株式の継続・拡充・縮小・廃止の意思決定は取締役会にて審議しております。また、株主価値が大きく毀損される事態やコーポレートガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合などを除き、政策保有株式に係る議決権の行使にあたっては、取引先との関係強化に生かす方向で議決権を行使します。
（遠藤照明　コーポレートガバナンスポリシー「第3章　4. 政策保有株式に関する考え方」に公表）

【原則1-7　関連当事者間の取引】
当社は、当社グループが役員との間で利益相反取引等を行う場合は、取締役会による承認を得ることとしております。また、当該取引を実施した場合には、法令に定めるところにより、その重要な事実を適切に開示します。
（遠藤照明　コーポレートガバナンスポリシー「第5章　3. 関連当事者取引」に公表）

【原則3-1　情報開示の充実】
（1）経営理念や経営戦略、経営計画
当社は、株主・投資家等のステークホルダーとの長期的な信頼関係構築のため、法令に基づく適切な情報開示に加え、経営方針や事業環境、事業の取り組み等投資判断に資する情報を、迅速、正確かつ公正公平に伝達することに取り組んでおります。
（遠藤照明　コーポレートガバナンスポリシー「第6章　1. 情報開示」に公表）

（2）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方
上記、「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。
（遠藤照明　コーポレートガバナンスポリシー「第1章　当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」に公表）

（3）取締役・監査役の報酬
取締役の報酬については、指名・報酬諮問委員会からの助言を考慮し、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内及び役員規程、業績連動報酬規程、役員退職慰労金規程に定めた基準で、個々の取締役の職責及び実績、経営内容や経済情勢を勘案し、取締役会にて決定します。
監査役の報酬等については監査役の協議により決定します。
（遠藤照明　コーポレートガバナンスポリシー「第4章　7. .取締役及び監査役の報酬の決定方法」に公表）

（4）取締役・監査役の選任と指名
当社は、指名・報酬諮問委員会からの助言を考慮し、取締役会にて取締役・監査役候補者を選任し承認します。監査役候補者については、監査役会の同意を得るものとします。
（遠藤照明　コーポレートガバナンスポリシー「第4章　6. .取締役・監査役の指名決定の方法」に公表）

（5）個々の選任・指名理由
取締役・監査役の選任・指名については、株主総会招集通知や有価証券報告書に個人別の経歴を記載しています。また、社外取締役・社外監査役の選任については、個々の選任理由を記載しております。

【補充原則4-1-1　経営陣への委任の範囲】
当社は、取締役会において、定款及び法令に定めるもののほか、「取締役会規則」で定めた付議規則、株主及び株式の事項、業務及び組織の事項、役員の事項、重要な人事、給与の事項、財務事項、関係会社に関する事項、その他重要事項について、決議します。
また、取締役会は、株主からの委託を受け、長期的な企業価値の最大化を通じて自らの利益の増進を図る全ての株主のために、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、それを通じて、当社が持続的に成長し、長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負うものとします。
（遠藤照明　コーポレートガバナンスポリシー「第4章　1. 序文」に公表）

【補充原則4-1-2　中期経営計画の実行】
当社は、次年度以降の3ヶ年を1期間とする中期経営計画を策定し、定性的、定量的な目標と、その実現に向けた事業の方針と戦略の骨子から成り、取締役会は、その実現に向けて最大限の努力を行うものとします。
当社は、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーに経営方針や事業環境、事業の取組みなど投資判断に資する情報を公正公平に開示しています。
（遠藤照明　コーポレートガバナンスポリシー「第3章　2. 当社の経営計画、第6章　1. 情報開示」に公表）

【原則4-8　独立社外取締役の複数選任】
当社は、下記【原則4-9】に定める独立性判断基準に基づき、独立社外取締役を2名選任しており、取締役の職務執行に対する監督機能強化するとともに、取締役会における議論の活性化を目的としております。また、2名とも東京証券取引所が定める独立役員の資格を満たしております。
（遠藤照明　コーポレートガバナンスポリシー「第4章　2. 取締役会　（2）」に公表）

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考に当社独自の独立性の基準及び独立社外取締役候補者の経歴や当社との関係を踏まえ、その独立性と資質を判断しております。
（遠藤照明　コーポレートガバナンスポリシー「第4章　4. 社外役員の役割と独立性　（3）」に公表）

【補充原則4-11-1　取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模】
当社は、取締役会において活発な議論・検討と迅速な意思決定を行うため、取締役の人数は12名以内としております。現任の取締役7名のうち2名が独立社外取締役でありますが、持続的な成長と企業価値の向上の観点から、取締役会において知識・経験・能力のバランス及び多様性が最適なものとなるよう努めております。
指名・報酬諮問委員会は、取締役の選任及び解任に関する株主総会議案の内容について、当該議案の確定前に検討し、取締役会に助言しています。
（遠藤照明　コーポレートガバナンスポリシー「第4章　2. 取締役会、5. 指名・報酬諮問委員会」に公表）

【補充原則4-11-2　他の上場会社の役員の兼任】
当社の独立社外取締役は、自身の受託者責任を踏まえ、当社以外の上場会社を兼務する場合は、合理的な範囲にとどめるよう努めるものとします。当社は、取締役及び監査役の個別の兼務状況について株主総会招集通知や有価証券報告書にて開示しております。
（遠藤照明　コーポレートガバナンスポリシー「第4章　4. 社外役員の役割と独立性（4）」に公表）

【補充原則4-11-3　取締役会全体の実効性の分析・評価】
当社は、アンケート方式での取締役・監査役による自己評価により、取締役会全体の分析・評価を行っています。
2016年においては、取締役会の構成、取締役会の開催頻度・時間、取締役会の資料・情報、取締役会の運営全般、議論の内容、取締役会の参画（自己評価）、社外役員／監査役について確認した結果、次の理由から、取締役会の実効性は概ね確保されているものと判断いたしました。
・取締役会は、事業内容や規模からみて、構成員の多様性を含め、適切な体制になっているが、社外取締役の複数選任で更なる充実を図る。
・取締役会の開催頻度、所要時間、資料や情報の内容等 は、概ね適切である。
・代表取締役と社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会、社外取締役と監査役会との意見交換の機会等、社外取締役と情報共有が図れている。
また、次の点については、改善すべき課題があることが確認されました。
・中長期視点の経営課題等について更なる審議の充実
・重要な議案及び専門性の高い議案については、更なる実効性の向上にむけ、資料配付時期の調整や事前説明の充実など、意見形成しやすい環境を整備する
（遠藤照明　コーポレートガバナンスポリシー「第4章　2. 取締役会　（4）」に公表）

【補充原則4-14-2　取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
新任の取締役及び監査役は、就任後に、法務・コンプライアンスを含む外部研修に参加するとともに、当社の経営戦略、財務状態その他の重要な事項につき、社長またはその指名する取締役から説明を受け、また必要に応じて、当社の施設等の視察・見学を実施し、理解を深めております。
（遠藤照明　コーポレートガバナンスポリシー「第4章　8. 取締役・監査役のトレーニング」に公表）

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主及び投資家との良好な関係構築に向けた対話をIR活動を通じて積極的に行います。機関投資家に対して経営計画、決算、個別事業等の説明会を実施し、また、個人投資家に対しては、説明資料等を当社ウェブサイトに公表しております。また、対話を通じて得られた意見や質問などは適時取締役会へ報告しております。
（遠藤照明　コーポレートガバナンスポリシー「第6章　2. 株主との対話」に公表）

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社アーバン	4,059,393	27.47
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/HENDERSON HHF SICAV	527,400	3.56
遠藤良三	435,000	2.94
遠藤正子	395,844	2.67
日本生命保険相互会社	364,666	2.46

遠藤照明従業員持株会	318,492	2.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	283,900	1.92
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	242,700	1.64
遠藤邦彦	233,800	1.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	226,700	1.53

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
馬塲孝夫	他の会社の出身者											
坂本修	他の会社の出身者					△						

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
馬塲孝夫	○	―――	他社での豊富な業務経験と経営者としての高い見識を有していることから、社外取締役に選任しました。 また、一般株主との利益相反のおそれもなく、客観的・中立的な立場で職務の遂行が可能であるとの判断から独立役員に指定しております。
坂本修	○	坂本修氏は、株式会社第一勧業銀行(現株式会社みずほ銀行)の出身者でありますが、同行を退職(2001年9月)してから10年以上経過しております。 また、当社は複数の金融機関と取引しており、株式会社みずほ銀行に対する借入金依存度は突出していないことから、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。	出身会社である金融機関及び製造業等を通じて培った幅広い見識と豊富な経験を有していることから、社外取締役社に選任しました。 また、一般株主との利益相反のおそれもなく、客観的・中立的な立場で職務の遂行が可能であるとの判断から独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役

補足説明

当社は、取締役会の諮問委員会として、指名・報酬諮問委員会を置き、委員は、代表取締役と社外取締役とします。
指名・報酬諮問委員会は、以下の内容について、取締役会に助言します。
1. 取締役の選任及び解任に関する株主総会の議案の内容
2. 取締役の報酬等に関する方針及び個人別の報酬等の内容
3. 取締役会の実効性についての分析・評価に関する内容
4. 社長の後継者に関する内容

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

【監査役と会計監査人との連携状況】
監査役は、会計監査人から監査計画の概要、監査重点項目、監査結果などについて定期的に説明を受け、また、必要に応じて意見交換を行うなど、連携を保っております。
【監査役と内部監査部門の連携状況】
監査役は、取締役の職務執行監査のため、当社の内部監査室(4名)から監査計画、社内各部門・主要な子会社の内部監査の結果などについて説明を受け、また、必要に応じて情報・意見交換を行うなど、連携を保っております。
内部監査室は、各部署の会計・業務・法令・社内ルールの遵守状況等について定期的に内部監査を実施するとともに、会社財産の保全並びに問題の未然防止のために具体的な助言を行っております。
【会計監査人と内部監査部門の連携状況】
会計監査人は、内部監査室から監査計画について説明を受け、また、必要に応じて内部監査の結果などについても説明を受けております。
内部監査室は、会計監査人から監査結果などについて定期的に説明を受けております。このほかにも必要に応じて意見交換を行うなど、連携を保っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤田和男	他の会社の出身者													
森田盛人	他の会社の出身者													
村井潤	弁護士								△					

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤田和男	○	―――	他社で長年にわたり経理部門を経験し、また、常勤監査役を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役に選任しました。 また、一般株主との利益相反のおそれもなく、客観的・中立的な立場で職務の遂行が可能であるとの判断から独立役員に指定しております。
森田盛人	○	―――	他社で長年にわたる経理部門での経験を有し、常勤監査役を務めていること、また、グループ会社では取締役として経営に関与した経験もあり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役に選任しました。 また、一般株主との利益相反のおそれもなく、客観的・中立的な立場で職務の遂行が可能であるとの判断から独立役員に指定しております。
村井潤	○	村井潤氏は、当社の顧問法律事務所である久保井法律事務所（現久保井総合法律事務所）の出身者でありますが、同所を退所（1997年6月）してから10年以上経過しており、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。	弁護士としての豊富な経験と高度な専門知識を有しており、食品会社及び金融機関において社外監査役及び員外監事としての経験も有していることから、社外監査役に選任しました。 また、一般株主との利益相反のおそれもなく、客観的・中立的な立場で職務の遂行が可能であるとの判断から独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

当社の独立役員選任方針は、一般株主と利益相反が生じることが無いよう、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にし、社外役員候補者の経歴や当社との関係を踏まえて、社外役員としての職務を遂行するに充分な独立性が確保できることを個別に判断しております。

【軽微基準の概要】
当社は、独立役員届出書の属性情報に係る軽微基準を、独立社外役員の要件として、以下のとおり、定めております。

1. 過去10年間のいずれかの事業年度において、当社グループの業務執行者（注1）であった者

2. 当社グループとの取引の支払額または受取額が、直近3事業年度において、連結売上高の2%以上を占めている法人、組合等の団体に所属する業務執行者

3. 当社グループの借入金残高が、直近3事業年度において、当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%以上を占めている金融機関の業務執行者

4. 当社グループから多額の寄付（直近3事業年度の平均で年間1，000万円以上）を受けている法人、組合等の団体に所属する業務執行者

5. 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭（直近3事業年度の平均で年間1，000万円以上）、その他財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等

6. 当社の大株主（注2）、または大株主である法人、組合等の団体に所属する業務執行者

7. 当社グループが大株主である法人、組合等の団体に所属する業務執行者

8. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者

9. 上記1. から8. までのいずれかに該当する者が重要な者(注3)である場合において、その配偶者、2親等内の親族、同居の親族または生計を一にする者

10. 過去3年間において、上記2. から9. までのいずれかに該当していた者

(注)1.「業務執行者」とは、現に所属している業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人をいう。
2.「大株主」とは、当社の直近の事業年度末において、自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。
3.「重要な者」とは、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役、執行役員及び部長格以上の上級管理職をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役(社外取締役を除く)に対し、2015年3月期の業績に連動して支給される報酬から業績連動報酬を導入しております。この業績連動報酬は、連結経常利益の1.5%の範囲で支給するものとし、その上限額は年額2億円以内の報酬枠とは別枠で年額1億円以内としております。各事業年度の連結経常利益が取締役会であらかじめ定める目標額に達しない場合は、支給しないものとしております。なお、この業績連動報酬は、従来どおり使用人兼務役員の使用人分給与は含まないものとしております。(2014年6月27日開催の第43回定時株主総会において決議)

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2017年3月期の取締役及び監査役の年間総報酬額等は次のとおりであります。
取締役に対する報酬額 7名 76百万円(うち社外取締役分 1名 3百万円)
監査役に対する報酬額 4名 27百万円(うち社外監査役分 3名 18百万円)

(注)1. 上記の取締役の支給人員には、2016年6月29日開催の第45回定時株主総会の終結の時をもって退任した1名を含んでおります。
2. 上記報酬等の額には当事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額14百万円が含まれております。
3. 上記報酬等の額のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額9百万円を支払っております。
4. 取締役の報酬につきましては、基本報酬としての月例報酬と業務執行取締役を対象とする業績連動報酬としての役員賞与により構成しております。いずれも株主総会の決議により承認された限度額の範囲内において決定いたします。各取締役の報酬については、取締役会において一定の基準のもとに役位、職責、業績等を勘案して決定いたします。
監査役の報酬につきましては、基本報酬のみとし、各監査役の報酬については株主総会の決議により承認された限度額の範囲内において監査役の協議により決定いたします。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に限定したサポート部門は、設置しておりません。社外取締役は、連携する監査役会に出席して、各種情報を入手しております。社外監査役は、連携する内部監査室から会計・業務・法令・社内ルールの遵守状況等について定期的に報告を受けております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

業務執行、監査・監督等については、「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」ならびに巻末の「参考資料:模式図」をご参照ください。
取締役の報酬については、指名・報酬諮問委員会の助言を考慮し、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内及び役員規程、業績連動報酬規程、役員退職慰労金規程に定めた基準で、個々の取締役の職責及び実績、経営内容や経済情勢を勘案し、取締役会にて決定します。
監査役の報酬等については、監査役の協議により決定します。
各取締役の報酬については、業績連動報酬を導入しております。(2014年6月27日開催の第43回定時株主総会において決議)なお、業績連動

報酬につきましては、「１．機関構成・組織運営等に係る事項」の【インセンティブ関係】をご参照ください。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役会を取締役７名（うち社外取締役２名）で構成し、取締役会を毎月最低１回開催して、少人数で迅速な意思決定を行うとともに業務執行を監督しております。
社外取締役は、客観的・大局的見地から経営全般および業務執行状況に関する助言を行い、取締役相互の監督体制の強化と透明性のある意思決定の実行性を監督しております。
また、取締役会の諮問委員会として、代表取締役、社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役の選任および解任、取締役の報酬等の内容について取締役会に助言しております。
監査役は４名（うち社外監査役３名）の体制で、監査役全員が取締役会に出席して、取締役の職務執行を監査し経営を監視しております。
代表取締役社長は、各部門の代表者を招集し、月１回の経営執行会議を行い、経営計画、組織体制等の重要な懸案事項の協議に基づき、職務執行が効率的に行われるよう監督しております。
各担当取締役及び執行役員は、経営計画に基づいた部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定します。その遂行状況を各部門担当取締役及び執行役員が、定期的に報告し、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善に努めております。
監査役は、取締役会、その他重要な会議へ出席し、意見等を述べ運営状況を監視しております。更に取締役及び各部門の代表者等からの聴取、重要な決裁書類の閲覧等を通じ、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行状況を監視しております。
以上のとおり、当社は取締役及び監査役による経営の監督・監視機能が果たされているため、現状の企業統治の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の3週間前に招集通知の発送を行うとともに、発送日に先立ってウェブサイトへの掲載を実施しております。
その他	招集通知は、グラフや表、写真等を挿入等のビジュアル化を行っており、経営成績や事業の状況の理解促進に努めるとともに、別途、セグメント毎の概況や事業トピックスなどを掲載した株主通信を作成し、株主へ送付しております。 株主総会議案の決議結果は、臨時報告書としてEDINETにて縦覧に供するとともに当社ウェブサイトにも掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回（年度及び半期）、機関投資家向けに決算説明やトピックスについて、定期的な会社説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関する投資家向け情報として、次の決算情報（*）及び事業内容説明、納入事例、商品情報等を掲載しております。 （*）決算短信・有価証券報告書・四半期報告書・事業報告書等の決算情報・その他適時開示資料	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部門に、IRの担当を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社ホームページにおいて経営情報の適時開示、製品情報、事業を通じての環境への取り組み、照明に関する情報・ノウハウの提供を行うこと等により、ステークホルダーの立場に立った情報開示に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

（1）内部統制システムについての基本的な考え方

当社は、「企業は公器である。会社の社会的存在価値を高めることに経営資源を集中し、人間（組織）の持つ無限の能力と可能性を最大限発揮させる経営の仕組みをつくり、社会に貢献する経営を優先する。」ことを経営理念とし、取締役及び執行役員並びに使用人一人一人が社会的責任を自覚するとともに、法令を遵守し、社会倫理に適合した行動をとるよう努める。

1. 取締役及び執行役員並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス体制に係る規程を制定し、取締役及び執行役員並びに使用人に法令、定款の遵守を周知徹底するとともに、「社員憲章」の輪読やコンプライアンス研修による啓蒙活動を行う。
内部監査室は、当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の業務遂行、コンプライアンスの状況等について監査を実施し、経営管理の方向性を示すことにより会社の組織的経営を側面から支援するとともに内部統制の信頼性を高めるよう努める。
また、コンプライアンス上の疑義のある行為等の社内報告体制として、内部通報制度を整備し、社内通報窓口とは別に弁護士への外部通報窓口も設けて、通報者の保護を図るとともに、不正行為の早期発見と是正に努める。
各子会社は、法令等を遵守することはもとより自主的に定めた基準に従い業務を遂行する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、その他取締役の職務執行に係る情報を含んだ文書については、定款及び取締役会規則、文書管理規程等の社内規程に基づき適切に保存及び管理し、取締役、監査役及び内部監査室は、それらの情報を常時閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、代表取締役社長が管理本部長をリスク管理に関する総括責任者に任命し、当社グループにおいて、災害等が発生した場合に備えて、規程及び基準の整備を行う等、必要に応じて適宜見直しを図る。
内部監査室は当社グループのリスク管理状況を監査し、その結果を当社代表取締役及び各子会社取締役に報告する。
取締役会は定期的に当社グループのリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、重要事項の決定を行うと共に、経営計画、組織体制等の重要な経営課題を協議する。
業務執行の効率性を高めるために執行役員制度を導入し、代表取締役社長は取締役会の方針や決議事項を執行役員に指示、伝達し、執行役員は業務執行状況を報告する。
経営執行会議は、取締役及び執行役員で構成し、取締役会の意思決定が迅速かつ効率的に行われるよう、取締役会付議事項となる重要案件を事前に協議する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの業務の適正を確保するため、当社から子会社に役員等を配置し、子会社を管理する。
当社と子会社は定期的に生産効率改善会議及び海外拠点レビュー等を行い、当社グループ各社の円滑な情報交換と効率的な事業運営を促進する。
監査役と内部監査室は、子会社の事業規模を勘案して定期的にグループ管理体制を監査し、必要に応じて当社代表取締役及び各子会社取締役に報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役会 と協議のうえ、監査役の職務が実効的に行なわれるよう、専任の監査役スタッフを配置する。
監査役スタッフは監査役の職務を補助するものとし、指揮命令は監査役が行うものとする。監査役スタッフの人事及び評価については、監査役会の事前の同意を得るものとする。

7. 取締役及び執行役員並びに使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役及び執行役員並びに使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や法令並びに定款に違反する行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項と決定事項を、法令及び社内規程に基づき監査役に報告する。
また、報告を行った取締役及び執行役員並びに使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び執行役員並びに使用人に周知徹底する。

8. 監査役の職務の執行の費用の支払いの方針、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、当社グループの取締役会及び主要な会議に出席する。また、稟議書類等、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、当社グループの取締役及び執行役員並びに使用人に説明を求めることができる。
また、監査役はその独立性と権限により監査の実効性を確保するとともに、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら監査が実効

的に行われる体制を構築し運用する。
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制を構築し、金融商品取引法その他の関係法令に基づき有効性を評価して、この体制の強化・充実を図る。内部監査室は会計監査人と連携して、財務報告に係る内部統制の有効性を継続的に評価し、当社グループは不備があれば速やかに是正するとともに、取締役会等に報告する。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては断固とした姿勢で臨むことを「倫理規程」に掲げ、関係排除に取り組む。反社会的勢力排除に向けた体制は、当社総務部を対応部署とし、事案により関係部署と協議のうえ、組織的に対応する。
また、警察、企業防衛協議会及び弁護士等との情報交換や各種研修への参加等により、外部専門機関との連携を強化する。

(2)内部統制システムの整備状況

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システムの整備・運用をしております。2017年3月期における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

1. コンプライアンスに関する取組みの状況

当社は、コンプライアンス体制に係る規程に基づき、取締役及び執行役員並びに使用人にコンプライアンス研修等の啓蒙活動を通じて、法令、定款の遵守の周知を行っております。取締役会議事録等の取締役の職務執行に関する文書については、適切に保存及び管理しており、取締役、監査役及び内部監査室は、それらの情報を閲覧しております。内部通報制度の整備により、社内通報窓口や弁護士への外部通報窓口も設けて、通報者の保護を図るとともに、不正行為の早期発見と是正に努めております。
内部監査室は、当社グループの業務遂行、コンプライアンスの状況等を監査しております。

2. 損失の危険に関する取組みの状況

当社は、管理本部長がリスク管理に関する総括責任者の任に就き、当社グループにおいて、災害等が発生した場合に備えて、規程及び基準の整備を行い、適宜見直しております。
内部監査室は、当社グループのリスク管理状況の監査を行い、その結果を当社代表取締役及び各子会社取締役に報告し、取締役会は当社グループのリスク管理の問題点の把握と改善に努めております。

3. 職務の執行の効率性の確保に関する取組みの状況

当社グループは、取締役会で重要事項の決定と経営計画、組織体制等の経営課題を協議し、職務執行の効率化に努めております。
当社は、当事業年度において取締役会を19回開催した他、会社法及び定款の規定に基づく書面決議を4回実施いたしました。また、当事業年度から開始した経営執行会議は、取締役及び執行役員で構成し、取締役会の意思決定が迅速かつ効率的に行われるよう12回開催し、取締役会付議事項となる重要案件を事前に協議いたしました。

4. 当社グループにおける業務の適正を確保するための取組みの状況

当社は、当社グループの業務の適正を確保するため、当社から子会社に役員等を配置して、子会社を管理しています。当社と子会社は定期的に生産効率改善会議及び海外拠点レビュー等を行い、当社グループ各社の業務執行状況を監督しております。
監査役と内部監査室は、子会社の事業規模を勘案して定期的にグループ管理体制を監査し、必要に応じて当社代表取締役及び各子会社取締役に報告しております。

5. 監査役監査の実効性の確保に関する取組みの状況

当社の監査役は、社外監査役3名を含む4名で、監査役会を13回開催いたしました。監査役は、取締役等の職務執行を監査するため、当社グループの取締役会等の主要な会議に出席し、取締役会に付議する重要な事項と決定事項が法令及び社内規程に適合していることを確認しております。
また、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携をとって、監査が実効的に行われるよう努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

上記、「1. 内部統制システムについての基本的な考え方」に記載のとおりです。

(2)反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては断固とした姿勢で臨むことを「倫理規程」に掲げ、関係排除に取り組んでおります。反社会的勢力排除に向けた体制は、当社総務部を対応部署とし、事案により関係部署と協議のうえ、組織的に対応しております。
また、警察、企業防衛協議会及び弁護士等との情報交換や各種研修への参加等により、外部専門機関との連携を強化しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

〔参考資料:模式図〕

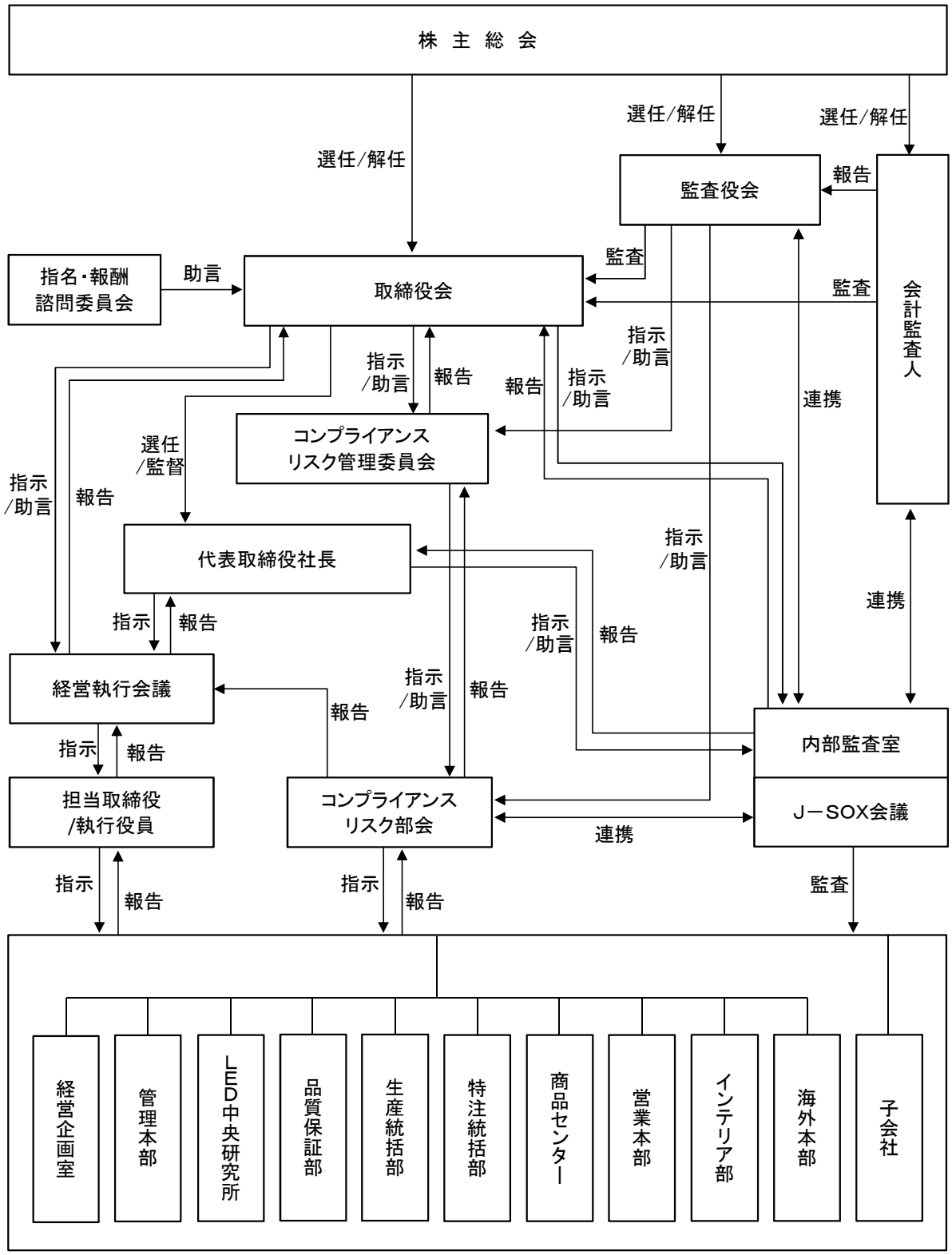
株 主 総 会
選任/解任
選任/解任
選任/解任
監査役会
報告
会計監査人
指名・報酬
諮問委員会
助言
取締役会
監査
監査
連携
指示
/助言
報告
指示
/助言
報告
指示
/助言
コンプライアンス
リスク管理委員会
選任
/監督
指示
/助言
報告
代表取締役社長
指示
/助言
連携
指示
報告
指示
/助言
報告
経営執行会議
報告
指示
/助言
報告
内部監査室
指示
報告
担当取締役
/執行役員
コンプライアンス
リスク部会
J－SOX会議
連携
指示
報告
指示
報告
監査
経営企画室
管理本部
LED中央研究所
品質保証部
生産統括部
特注統括部
商品センター
営業本部
インテリア部
海外本部
子会社

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

1. 統括情報管理責任者

当社は東京証券取引所の諸規則及び金融商品取引法等の関係法令に則り、適時かつ適切な情報を全ての投資家に公正に開示することを基本姿勢とし、統括情報管理責任者は取締役管理本部長と定め、重要情報の適時開示と正確性に責任を持たせています。

2. 会社情報の開示方法

経営に関する重要な事項については、取締役会で審議、決定または報告されます。
その中から、東京証券取引所の諸規則及び金融商品取引法等の関係法令に則り、開示が必要な事項について遅滞なく情報開示しております。

また、重要な事実が発生した場合、東京証券取引所の諸規則及び金融商品取引法等の関係法令に則り、開示ができるよう直ちに統括情報管理責任者に情報が集中するよう徹底しております。

開示資料については、適時開示情報伝達システム(TDnet)により適時・適切に提供を行なうとともに、当社は投資家の皆様の利便性を考慮して、自社のホームページにも開示情報を掲載しております。

3. 情報の正確性確保

統括情報管理責任者に集められる情報については、その正確性を情報開示委員会にて審議・審査しており、特に経理、財務に関する内容は、監査役会及び会計監査人からの定期的な監査に加え助言、指導を受けております。

また、株主関係の情報については、当社の名義書換代理人である三菱UFJ信託銀行株式会社に管理を委託して、情報の正確性を確保するようにしています。

【適時開示体制概要図】

①決定事実に関する情報
②発生事実に関する情報
③決算に関する情報

